

請負工事成績評定要領の運用

名古屋市上下水道局

1 受注者の指導について

請負工事成績評定要領（以下「要領」という。）第 11 条の「別に定める基準」とは、評定点の合計が 60 点とする。

2 評定点が 60 点に満たない場合の受注者への通知等について

要領第 7 条に規定する「通知」のうち、評定点が 60 点に満たない場合は、配達証明郵便によって通知を行う。また、返送された配達証明書によって、受注者が通知を受けた日付を評定システムに登録する。

附 則

- 1 この運用は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 請負工事成績評定要領の運用（平成 12 年 7 月 1 日）は、廃止する。

附 則

この運用は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。